

# ETC車載器の再度セットアップについて

〈注意〉再度セットアップをされない場合、開閉バーが開かない事があります。

## 1 車載器の取り付けられた車両のナンバープレート (自動車登録番号標及び車両番号標)が変更になった場合

- 引越し等により登録変更をされた場合
- 希望ナンバー制を利用してナンバーを変更された場合
- 車載器の付いた中古車の購入又は譲渡を受けた場合 等



再度  
セットアップが  
必要です!!

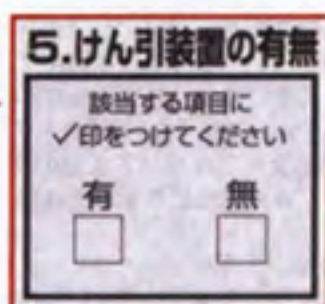
## 2 車載器の取り付けられた車両をけん引できる構造に改造した場合

- 車載器を取り付けられた車両にけん引装置を設置された場合

再度セットアップをしなくても、被けん引車をけん引しなければ、正常にETC無線走行する事が出来ますが、けん引される場合、開閉バーが開きませんのでご注意ください。



けん引装置のセットアップの有無は、  
セットアップ証明書で確認できます。



※被けん引車の車軸数が2以上の車両で隣接する車軸間距離が1m未満の場合は、通行料金の請求を受ける料金所で、係員のいるレーンで、一旦停止して係員にETCカードを手渡ししてください。

再度  
セットアップが  
必要です!!

## 3 車載器を他の車両に付け替えた場合等 セットアップされている情報に変更が生じた場合

- 車両を買い換えられる際に、旧車両に設置されていた車載器を取り外し、新しい車両に取り付けされる場合
  - 購入された中古車(譲り受けた車両も含みます。)にETC車載器が既に設置されていて、その車載器をご利用される場合
  - この他にもセットアップ情報に変更が生ずる場合は、再度セットアップが必要になります。
- 同じ車種であっても、セットアップ情報に変更が生じますので、必ず再度セットアップをしてください。



再度  
セットアップが  
必要です!!

### ▶ 再度セットアップ方法等について

ナンバープレート等の変更により、セットアップ情報が変更した時などは、再度セットアップ(有料)が必要となります。  
再度セットアップについては、車載器をお買い求めになった販売店又は最寄のセットアップ店にご相談ください。  
※再度セットアップは有料となります。



ETCセットアップ店マーク

### ▶ 再度セットアップ後のご注意

「ハイカ・前払」残高管理サービス、ETCマイレージサービス及び有料道路障害者割引制度をご利用の方が、新しい車載器に交換されたり、転居などでナンバープレートが変更になった場合などには、登録情報を変更していただく必要があります。  
再セットアップに伴う「ハイカ・前払」残高管理サービス及びETCマイレージサービスの登録情報変更の手続きは、インターネットから行えます。また、インターネットをご利用にならない場合は、書面での変更が必要となりますので、各事務局にご連絡いただけますと様式を送付させていただきますので、お手続きをお願いします。